

## 省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領の運用について

20水漁第2751号  
平成21年4月1日  
水産庁漁政部長通知  
改正 21水漁第3014号  
平成22年4月1日

### 第1 水産庁長官の適当と認める団体

省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2750号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第3の「水産庁長官が適当と認める団体」は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は法人格を有しない団体であって、代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有し、事業計画を確実かつ適正に実行することが客観的に認められる団体とする。

### 第2 水産庁長官が別に定める計画

- 1 実施要領第2の8の「水産庁長官が別に定めるもの」は、「資源回復計画作成要領の制定について」（平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知）第1の2に規定する漁獲努力量削減実施計画とする。
- 2 実施要領第2の12の「水産庁長官が別に定めるもの」は、「国際資源管理実施計画の作成及び認定について」（平成20年8月1日付け20水管第1094号水産庁長官通知）第5に規定する国際資源管理実施計画とする。

### 第3 省エネ対応・資源回復等推進支援事業

#### 1 とも補償資金

実施要領第4の2の（1）のイの「水産庁長官が別に定める資金」は、融資機関が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合、同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行又は信用金庫であり、償還期限が5年以上（うち据置期間1年以上）であって別途水産庁長官が通知する利率以内のものとする。

#### 2 事業計画等

（1）実施要領第5の1の（1）の省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、別記様式第1号、第2号、第3号又は第4号により作成するものとし、次の書類を添付しなければならない。

ア 減船・休漁等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）第6条に基づく農林水産大臣の認定を受けた整備計画に基づく場合は、当該整備計画の写し。

イ 減船・休漁等が漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づく場合

は、当該漁獲努力量削減実施計画書又は国際資源管理実施計画書の写し。

ウ 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表。

エ (6) のアに基づく助成金を受け取る減船・休漁等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類。

オ (6) のイに基づく残存漁業者等負担金又は漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等（再編整備支援事業の場合、各残存漁業者等の負担金額の算定根拠を含む。）、事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は決定された償還計画等の書類。

カ 上記ア～オに定めるもののほか、当該事業計画の様式で定める書類。

なお、事業計画の承認後において、スクラップ処分等にされる漁船が事故等により航海に堪えなくなった場合、当該漁船を事業計画から削除することとし、実施要領第5の1の(4)に基づき事業計画の変更を行うものとする。

(2) 実施要領第5の1の(2)のアの(イ)の「生産性の高い操業形態」とは、乗組員1人当たりの労働生産性が従来の操業形態に比べ相当程度の増加が見込まれるものをいう。

(3) 実施要領第5の1の(2)のイの(エ)の「新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間」とは、漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に基づき新たに設定された休漁期間又は従前行われていた禁漁・休漁期間に追加延長された休漁期間であって、一定期間連続した休漁であること等実質的効果があるものをいう。また、「係船によらない休漁」とは、これらの条件を満たすものであって、原則30日以上連続した長期的な休漁をいう。

(4) 実施要領第5の1の(2)のウの「省エネ型漁具」とは、従来の漁具と比較して使用時の燃油使用量が5%を越えて削減できることが公的機関等より証明・公表されているものをいう。

(5) 実施要領第5の1の(2)のエにおいて、不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に係る経費の対象となるのは、漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画に指定された漁業種類を廃業することにより不要となる漁具をいう。

(6) 実施要領第5の1の(2)のオの(イ)の規定に関する基準については、次のとおりとする。

ア 減船・休漁等を実施する者が受け取る助成金の額は、第3の6の(2)で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。

なお、助成金の額が第3の6の(2)で定める算定方法によって得られる額を下回る場合は、当該助成金を受け取る減船・休漁等を実施する者が当該助成金の額について承諾していること。

イ 残存漁業者等による補償金、残存漁業者等又は漁業者等による助成金の負担者、負担金額の総額、各残存漁業者又は各漁業者の負担金額は、次の(ア)又は(イ)の要件を満たしていること。

(ア) 再編整備支援事業の場合、次のa及びbの要件を満たしていること。

a 残存漁業者等による補償金又は助成金の負担者、負担金額の総額、各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者の全部若しくは代表者が参加する総会・協

議会等の場で決定されたものであること。

- b 原則として、すべての残存漁業者がとも補償金又は助成金の負担者とされているとともに、各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額であること。

ただし、原則によりがたい場合にあっては、減船を実施する者が残存漁業者等に該当する場合、減船を実施する者以外の残存漁業者もとも補償金又は助成金を負担することとし、減船を実施する者の負担金額は、とも補償金又は助成金を負担する残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額を上限とする。

- (イ) 推進支援事業、省エネ漁業対応型事業及び魚種転換等支援事業の場合、漁業者等による助成金の負担者、負担金額の総額、各漁業者の負担金額は、漁業者の全部若しくは代表者が参加する総会・協議会等の場で決定されたものであること。

なお、再編整備支援事業、推進支援事業、省エネ漁業対応型事業又は魚種転換等支援事業において、事業実施機関等の団体が残存漁業者又は漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける（信用事業によるものを除く。）場合は、その団体の総会又は協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。

- ウ 漁具改良等支援事業においては、漁具・漁法の改良、不要となった漁具のスクラップ処分に係る経費の対象として、小型魚・親魚漁獲の選択的回避や禁漁期間中の対象種の混獲回避等のため実施するものであって、次の（ア）及び（イ）に掲げる経費が計上されていること。

- (ア) 角目網及び分離網の導入、三枚網の禁止、漁網の減反等使用漁具の機能・形状等の主要部分の変更に至らない漁法の転換又は漁具の改良に係る経費

- (イ) 網目の拡大等の結果、使用中の漁具の機能・形状等の主要部分の変更に至ることによる新たな漁具の購入等を行ったとき（漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画作成時に漁業協同組合等において自主的に網目の拡大等を行い、かつ、不要となる漁具を所持していた場合であって、同実施計画作成日前3か年以内において取り決められ、実施された場合を含むものとする。なお、この場合にあっては、実施を決定した漁業協同組合等の議事の経過等を証する書類を添付するものとする。）又は全面的に禁漁を設定することにより不要となる現在使用中の漁具が生じたときに、不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に係る経費

- エ 資源増大対策支援事業においては、小型魚等の買上げ、再放流、再生産のための産卵親魚の飼育に係る経費の対象として、資源回復計画の対象種で生きたまま混獲された小型魚等の分離収集及び一定期間中間育成された小型魚等の再放流又は産卵親魚の買い上げ、再生産のための飼育及び再放流を実施するもので、この間において、混獲された小型魚等の再放流のために漁協等が買い上げた経費及び当該小型魚等の再放流の実施に係る用船経費（人件費を含む。）又は産卵親魚を漁協等が買い上げた経費、再生産のための当該産卵親魚の飼育に係る経費（人件費含む。）及び当該産卵親魚の再放流の実施に係る用船経費（人件費含む。）が計上されているこ

と。

オ 休漁漁船活用支援事業においては、漁獲努力量削減実施計画に基づき休漁を実施している漁船を活用して、漁場の清掃作業、耕うん作業、休漁監視、密漁監視、サメ等の防除に要した用船経費（人件費を含む。）、漁場の清掃等の実施により、回収された廃棄物を処理業者に依頼しなければならない場合には、それに係る経費が計上されていること。

カ 休漁推進支援事業においては、新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中に休漁を実施する者が、その期間中の漁業経営の維持に必要とする経費（休漁期間中において発生する固定経費相当額（船舶維持経費等、新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもとの最低のものを除いたものを総和平均して算出した平均漁獲金額（過去5か年未満の実績しかない場合であって、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均漁獲金額とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの漁獲金額（漁獲金額が0円の年を含む。）のうち最高のもとの最低のものを除いた金額の和を、3で除した額とする。）の64%に相当する額）とする。）が計上されていること。

なお、漁獲努力量削減実施計画に基づき同一の業種で使用されている附属船を減船した場合においては、固定経費相当額が減少することから、計上される固定経費相当額に削減率を乗じるものとする。

キ 省エネ漁業対応型事業に係る経費においては、省エネ型漁具への改良等に係る経費が計上されていること。

ク 魚種転換等支援事業に係る経費においては、漁獲対象魚種又は漁業種類を転換するために必要な漁具・漁ろう設備の取得及び設置にかかる経費及び漁業種類の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に係る経費が計上されていること。

(7) 実施要領第5の1の(2)のオの(ウ)の規定に関する基準のうち再編整備支援事業については、次のとおりとする。

ア 減船の対象となっている漁業を営む者の相当数が減船計画に参加し、資源回復型にあつては漁獲努力量削減実施計画に基づく減船であること、高度経営移行型にあつては生産性の高い操業形態への移行又は漁船の収益性の回復を、国際漁場型にあつては漁業経営の安定を図る上で必要な規模の減船が行われるものであること。

イ 本事業は、漁業者が自主的に行う減船に対する支援を行い、漁業の生産構造の再編整備を推進することを目的として行われるものであり、単に、減船者の負債対策のみを目的として行われるものではないこと。

### 3 事業資金の造成割合

実施要領第5の2の(2)の「水産庁長官が別に定める造成割合」は次のとおりとする。

#### (1) 再編整備支援事業

ア 大臣許可漁業

- (ア) 残存漁業者等 5 / 9 以上
- (イ) 事業主体 4 / 9 以内
- イ 知事許可漁業
  - (ア) 残存漁業者等 1 / 3 以上
  - (イ) 都道府県 1 / 3
  - (ウ) 事業主体 1 / 3 以内
- (2) 推進支援事業
  - ア 漁業者等 1 / 3 以上
  - イ 都道府県 1 / 3 以内
  - ウ 事業主体 1 / 3 以内
- (3) 省エネ漁業対応型事業
  - ア 漁業者等 1 / 3 以上
  - イ 都道府県 1 / 3 以内
  - ウ 事業主体 1 / 3 以内
- (4) 魚種転換等支援事業
  - ア 漁業者等 1 / 2 以上
  - イ 事業主体 1 / 2 以内

なお、(2) 及び (3) において、ア及びイの造成割合は、特別な事由により、事前に水産庁長官の承認を得た場合には、変更することができるものとする。

#### 4 助成金等の交付手続

- (1) 再編整備支援事業に係る実施要領第5の3の(1)の交付申請書の様式については次のとおりとする。なお、交付申請書に添付を要する書類については、次に定めるもののほか各様式において定めるものとする。

不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書については別記様式第5号又は第6号とし、とも補償負担軽減対策事業助成金交付申請書については別記様式第7号とする。

なお、不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書については、別記様式第8号による漁船スクラップ処分証明書又は別記様式第9号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書、別記様式第10号による漁具スクラップ処分確認書及び漁具購入に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。

また、代替漁船のスクラップ等を行う場合には、更に別記様式第11号による代替漁船スクラップ処分等証明書を添付するものとする。

- (2) 推進支援事業に関する実施要領第5の3の(1)の交付申請書の様式については次のとおりとする。なお、交付申請書に添付を要する書類については、次に定めるもののほか各様式において定めるものとする。

##### ア 漁具改良等支援事業

(ア) 漁具・漁法の改良に係る交付申請書については別記様式第12号とし、別記様式第13号による漁具改良等証明書及び漁具改良等に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。

(イ) 不要となる漁具スクラップ処分に係る交付申請書については別記様式第14号とし、別記様式第15号による不要漁具スクラップ処分確認書、漁具購入に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。

ただし、領収書を紛失した等の場合については、別記様式第16号による漁具販売証明書をもって代えることができる。

また、必要に応じて漁獲努力量削減実施計画又は国際資源管理実施計画作成日前に網目の拡大等の実施を決定した議事録の写し等を添付するものとする。

#### イ 資源増大対策支援事業

資源増大対策支援事業助成金交付申請書については別記様式第17号とし、別記様式第18号による放流作業証明書、別記様式第25号による燃油使用証明書、燃油購入に要した費用の支払を証する領収書(写し)、別記様式第24号による作業員総括表、別記様式第19号による飼育作業証明書及び飼育に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。

また、小型魚等の買上げを行う場合には、別記様式第20号による小型魚等購入証明書を、産卵親魚を飼育するための機材を借用する場合は別記様式21号の飼育機材借用証明書を添付するものとする。

#### ウ 休漁漁船活用支援事業

(ア) 休漁漁船活用に係る助成金交付申請書については別記様式第22号とし、別記様式第23号による休漁漁船活用証明書、別記様式第25号による燃油使用証明書、燃油購入に要した費用の支払を証する領収書(写し)及び別記様式第24号による作業員総括表を添付するものとする。

(イ) 休漁漁船活用により回収された廃棄物処理に係る交付申請書については、別記様式第26号とし別記様式第27号による廃棄物処理引受確認書、廃棄物処理に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。

#### エ 休漁推進支援事業

休漁推進支援事業助成金交付申請書については、次のとおりとする。

(ア) 係船休漁にあつては、別記様式第28号とし、別記様式第29号による漁獲金額等証明書及び別記様式第30号による休漁実施証明書を添付するものとする。

(イ) 係船によらない休漁にあつては、別記様式第31号とし、資源回復計画の対象魚種の漁獲がなかったことを証明できる書類(休漁期間中の水揚げ伝票の写し又は水揚げ伝票の写しに代わる漁協等による証明書)を添付するとともに、別記様式第29号による漁獲金額等証明書、別記様式第30号による休漁実施証明書及び別記様式第32号による休漁期間中の漁獲金額等証明書を添付するものとする。

(3) 省エネ漁業対応型事業に関する実施要領第5の3の(1)の交付申請書の様式については別記様式第33号とし別記様式第13号による漁具改良等証明書、当該省エネ漁具の省エネ効果を証する事業報告書等の抜粋及び省エネ型漁具への漁具改良等に要した費用の支払を証する領収書(写し)を添付するものとする。

(4) 魚種転換等支援事業に関する実施要領第5の3の(1)の交付申請書の様式については別記様式第34号とし、対象魚種又は漁業種類の転換に必要な漁具・漁ろう設備

の購入等に要した費用の支払を証する領収書（写し）を添付するものとする。漁業種類の転換により不要となる漁具スクラップ処分の交付申請については、これらに加え、廃業を証する書類の写しを添付するものとする。

ただし、領収書を紛失した等の場合については、別記様式第16号による漁具販売証明書をもって代えることができる。

- (5) 実施要領第5の3の(1)の規定により事業実施機関が事業主体に提出する際の様式は、別記様式第35号とし、添付を要する書類については、当該様式において定めるものとする。

## 5 事業資金の報告

事業実施機関は、助成金の交付が終了したときは、別記様式第36号により速やかに、事業資金の収支及び残余等につき事業主体へ報告しなければならない。なお、添付を要する書類については、当該様式において定めるものとする。

## 6 事業主体の助成

- (1) 実施要領第5の4の助成は、次によるものとする。

### ア 再編整備支援事業の助成率

(ア) 不要漁船・漁具処理対策事業であって大臣許可漁業に係るものにあつては、4/9以内とし、知事許可漁業に係るものにあつては、1/3以内とする。

(イ) とも補償負担軽減対策事業にあつては、1/2以内とする。

イ アの規定にかかわらず、水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。）第3の3の(1)のアの資源回復型のうち対象業種の1割以上が減船に取り組むもの又は同第3の3の(1)のイのうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第3の1の(1)のイの(ウ)に規定する認定改革計画に基づき行われるものについては、(2)のアの(ア)で算定される基準残存価格に、大臣許可漁業に係るものにあつては4/9、知事許可漁業に係るものにあつては1/3を乗じた額を上限として助成する。

ウ 推進支援事業の助成率は1/3以内とする。

エ ウの規定にかかわらず、実施要綱第3の3の(2)のエの休漁推進支援事業に係るものにあつては、(2)のイの(エ)で算定される漁業経営の維持経費に、1/3を乗じた額を上限として助成する。

オ 魚種転換等支援事業の助成率は1/2以内とする。

- (2) 実施要領第5の4の「水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額」は次のとおりとする。

### ア 再編整備支援事業

(ア) 不要漁船・漁具処理対策事業にあつては、次のaにより算定される漁船のスクラップ処分等を行う漁船ごとの基準残存価格及びbにより算定される漁具の基準残存価格（当該事業が「国際漁場型」の場合を除く。）の合計額とする。

a スクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格は次の算式により算定される数値とする。

$$W \times A \times B \times C$$

この場合において、

W は、当該漁船の総トン数の数値（ただし、漁船の小型化を図るものについては、スクラップ処分等を行う漁船の総トン数）とする。

A は、当該漁船の別表 1 に定める基準単価（ただし、漁船の小型化を図るものについては、スクラップ処分等を行う漁船の基準単価）とする。

ただし、スクラップ処分等を行う漁船について、該当する基準単価の記載がない場合又は船質が軽合金等であって別表 1 に定める当該漁船の新船建造価格が不明な場合、事業実施機関は、実施要領第 5 の 1 の（1）の規定により承認を得ようとする前に、当該漁船に係る額の算定について水産庁長官と協議するものとする。

B は、当該漁船の船齢（当該漁船の船齢が当該業種の全登録漁船の平均船齢又は 11 年（当該漁船が木船である場合にあっては 7 年。以下同じ。）より若い場合は、当該平均船齢又は 11 年のいずれか高い船齢）に応じた別表 2 に定める時価現有率（ただし、漁船の小型化を図るものについては、スクラップ処分等を行う漁船の時価現有率）とする。

ただし、スクラップ処分等を行う漁船の船齢について該当する時価現有率の記載がない場合は、事業実施機関は、実施要領第 5 の 1 の（1）の規定により承認を得ようとする前に、当該漁船に係る額の算定について、水産庁長官と協議するものとする。

C は、実施要領第 2 の 4 前段の場合は、次の算式により算出して得た値とする。

$$\frac{\text{スクラップ処分等を行う漁船の総トン数} - \text{小型化後の総トン数}}{\text{スクラップ処分等を行う漁船の総トン数}}$$

また、実施要領第 2 の 4 後段のうち、漁法の転換による場合は、転換による漁獲努力量縮減率とし、附属船の縮減の場合は、0.9 とする。それ以外の場合は、1 とする。

b 漁具の基準残存価格は漁具購入額の 3 分の 2 とする。

(イ) とも補償負担軽減対策事業にあっては、この事業に参加する残存漁業者等がとも補償のため融資機関から借り入れた実施要領第 4 の 2 の（1）のイに規定する資金の合計額に別途水産庁長官が通知する数値を乗じて得た額とする。

#### イ 推進支援事業

(ア) 不要漁具の基準残存価格は漁具購入額の 3 分の 2 とする。

(イ) 資源増大対策支援事業

a 小型魚等の買上げに係る経費は、次の算式により算定される額とする。

$$\text{買上経費} = A \times \text{小型魚等買上実績単価}$$

この場合において、

A は、小型魚等の買上尾数等

b 放流作業に係る用船経費は、次の算式により算定される額とする。

$$\text{用船経費} = \text{I} + \text{II} + \text{III}$$

この場合において、

I は、用船料で次の算式により算定される額とする。

$$A \times B$$

この場合において、

A は、別表 3 に定める用船料単価

B は、当該漁船の作業日数

II は、放流作業に係る人件費で次の算式により算定される額とする。

$$A \times B \times C$$

この場合において、

A は、作業人数

B は、放流作業を行った作業日数

C は、別表 4 に定める人件費単価

III は、燃油に係る経費で次の算式により算定される額とする。

$$A + B$$

この場合において、

A は、主燃油に係る経費で次の算式により算定される額とする。

$$A' \times B'$$

この場合において、

A' は、燃油実績購入単価

B' は、消費燃油量

B は、潤滑油に係る経費で次の算式により算定される額とする。

$$B' \times 0.002 \text{ (潤滑油消費率)} \times A'$$

この場合において、

B' は、消費燃油量

A' は、潤滑油実績単価

なお、消費燃油量は作業開始前に燃油を満タン状態に給油された漁船が作業完了時まで消費した燃油量とし、燃油実績購入単価は実績購入価格とする。

c 再生産のための産卵親魚の飼育に係る経費は、次の算式により算定される額とする。

$$\text{飼育経費} = I + II$$

この場合において、

I は、餌料等費で次の算式により算定される額とする。

$$A \times B \times C$$

この場合において、

A は、飼育する産卵親魚尾数

B は、飼育期間

C は、飼育料単価で次の算式により算定される額とする。

$$(A' + B') / C' / D'$$

この場合において、

A' は、餌料費

B' は、飼育機材借用費

C' は、飼育期間

D' は、飼育する産卵親魚尾数

II は、飼育作業に係る人件費で次の算式により算定される額とする。

$$A \times B \times C$$

この場合において、

A は、作業人数

B は、飼育作業を行った作業日数

C は、別表 4 に定める人件費単価

(ウ) 休漁漁船活用支援事業に係る用船経費は、次の算式により算定される額とする。

a 用船経費 = I + II + III

この場合において、

I は、用船料で次の算式により算定される額とする。

$$A \times B$$

この場合において、

A は、別表 3 に定める用船料単価

B は、当該漁船の作業日数

II は、休漁漁船の活用作業に係る人件費で次の算式により算定される額とする。

$$A \times B \times C$$

この場合において、

A は、作業人数

B は、休漁漁船の活用作業を行った作業日数

C は、別表 4 に定める人件費単価

III は、燃油に係る経費で次の算式により算定される額とする。

$$A + B$$

この場合において、

A は、主燃油に係る経費で次の算式により算定される額とする。

$$A' \times B'$$

この場合において、

A' は、燃油実績購入単価

B' は、消費燃油量

B は、潤滑油に係る経費で次の算式により算定される額とする。

$$B' \times 0.002 \text{ (潤滑油消費率)} \times A'$$

この場合において、

B' は、消費燃油量

A' は、潤滑油実績単価

なお、消費燃油量は作業開始前に燃油を満タン状態に給油された漁船が作業完了時まで消費した燃油量とし、燃油実績購入単価は実績購入価格とする。

b 廃棄物処理経費については、実績処理価格とする。

(エ) 休漁推進支援事業に係る漁業経営の維持経費は、次の算式により算定される額

とする。

$$\text{漁業経営の維持経費} = A \times (B \times 0.64 - X) \times C \quad (\text{支援水準} = \text{固定経費相当額})$$

この場合において、

Aは、助成対象休漁日数（新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間のうち、①通常休漁していた日、②休漁漁船活用支援事業に従事した日等を除いた日数とする。）

Bは、1日当たりの平均漁獲金額で次の算式により算定される額とする。ただし、係船によらない休漁の場合は、資源回復計画の対象魚種により算定される額とする。

$$B = a \div b$$

この場合において、

aは、新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもので最低のものを除いたものを総平均して算出した平均漁獲金額（過去5か年未満の実績しか無い場合であって、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均漁獲金額とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの漁獲金額（漁獲金額が0円の年を含む。）のうち最高のもので最低のものを除いた金額の和を、3で除した額とする。）

bは、新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの操業期間日数のうち最高の漁獲金額を得た年と最低の漁獲金額を得た年を除いたものを総平均して算出した平均操業期間日数（過去5か年未満の実績しか無い場合であって、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均操業期間日数とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの操業期間日数（操業期間日数が0日の年を含む。）のうち最高の漁獲金額を得た年と最低の漁獲金額を得た年を除いた残年数（操業期間日数が0日の年を除く。）の平均操業期間日数とする。）

Xは、新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中に係船によらない休漁を行った場合の資源回復計画の対象魚種以外の魚種による1日当たりの平均漁獲金額のうち、漁業経営の維持経費に充てられる額であり、次の算式により算定される額とする。（Xが0円以下の場合は、0円。）

$$X = Y \div Z - B \times 0.36$$

この場合において、

Yは、新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中の資源回復計画の対象魚種以外の魚種による漁獲金額の増加分

Zは、助成対象休漁日数（新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間のうち、①通常休漁とする日、②休漁漁船活用支援事業に従事した

日等を除いた資源回復計画の対象魚種以外の魚種を対象とした操業期間日数)

Cは、マサバ太平洋系群資源回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画により、附属船を減船した場合における固定経費相当額の削減率とし、当該係数は0.85とする。それ以外の場合は、1とする。ただし、マサバ太平洋系群資源回復計画以外の資源回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画により附属船を減船した場合は、当該係数について水産庁長官と協議するものとする。

なお、漁業経営の維持経費について、資源の発生状態又は操業形態等の特殊な要因から、この算定によっては適切な経費が算定されない場合は、事業実施機関は実施要領第5の1の(1)の規定により承認を得ようとする前に、当該経費に係る額の算定について水産庁長官と協議するものとする。

#### 7 その他

6の(2)のアの(ア)のaの漁法の転換による漁獲努力量縮減率については、水産庁長官と協議するものとする。

別表1（第3の6の（2）のアの（ア）関係）基準単価

1 鋼 船

1 類

（トン当たり千円）

	100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 600トン未満
さけ・ます、北洋たらはえなわ	2, 610	3, 510	2, 160
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網	2, 700	1, 980	1, 440
い か 釣 り	1, 890	1, 350	1, 800
まき網（網船）	3, 780	3, 600	3, 690
〃（灯船等）	4, 140		
〃（運搬船）	1, 890	2, 790	1, 620
底びき網、捕鯨	2, 430	2, 610	3, 150
以西底びき網	2, 250	2, 250	1, 620
運搬（まき網附属運搬船を除く。）	900	1, 260	810
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	630		
そ の 他	2, 340	1, 170	1, 080

2 類

（トン当たり千円）

	100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 600トン未満	600トン以上
さけ・ます、北洋たらはえなわ	3, 960			
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網、いか流し網	3, 915	3, 060	1, 710	1, 026
い か 釣 り	2, 745	2, 070	1, 323	891
まき網（網船）	4, 500	3, 870	3, 690	3, 420
〃（灯船等）	4, 950			
〃（運搬船）	1, 890	2, 790	1, 620	1, 260
底びき網、捕鯨	2, 430	3, 420	2, 340	1, 530
以西底びき網	2, 250	2, 250	1, 620	1, 620
運搬（まき網附属運搬船を除く。）	900	1, 260	810	810
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	630			
そ の 他	2, 340	1, 170	1, 080	1, 080

2 合成樹脂船

1類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さ け ・ ま す	4, 1 4 0	4, 6 8 0	3, 3 3 0
か つ お ・ ま ぐ ろ	4, 2 3 0	4, 0 5 0	2, 6 1 0
い か 釣 り	3, 3 3 0	2, 7 0 0	2, 2 5 0
底びき網 ( 外 海 )	2, 9 7 0	2, 9 7 0	4, 1 4 0
底びき網 ( 内海等 )	2, 7 0 0	2, 4 3 0	
ま き 網	4, 5 0 0	3, 8 7 0	5, 7 6 0
一本釣り、さし網、 はえなわ、ひき網	3, 3 3 0	3, 0 6 0	2, 7 0 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 7 1 0	1, 4 4 0	
そ の 他	3, 2 4 0	2, 8 8 0	3, 2 4 0

2類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さ け ・ ま す	3, 1 5 0	3, 9 6 0	3, 6 0 0
か つ お ・ ま ぐ ろ	3, 3 5 7	3, 7 8 0	4, 0 4 1
い か 釣 り	2, 5 2 0	2, 4 3 0	2, 0 9 7
底びき網 ( 外 海 )	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 4 7 4
底びき網 ( 内海等 )	2, 0 7 9	2, 0 5 2	
ま き 網	3, 3 3 0	3, 4 2 0	3, 0 2 4
一本釣り、さし網、 はえなわ、ひき網	2, 6 9 1	2, 6 6 4	2, 4 3 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 2 8 7	1, 2 6 0	
そ の 他	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 5 8 2

### 3 木 船

#### 1 類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえなわ、さば釣り	2, 160	2, 070	1, 530
い か 釣 り	2, 160	2, 070	1, 170
底 び き 網	2, 160	2, 070	1, 440
さし網、敷網、ひき網、まき網	2, 160	1, 530	1, 440
運 搬		630	1, 170
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	720	630	
そ の 他	2, 160	1, 260	1, 170

#### 2 類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえなわ、さば釣り	1, 530	1, 800	1, 449
い か 釣 り	1, 530	1, 800	1, 116
底 び き 網	1, 530	1, 800	1, 341
さし網、敷網、ひき網、まき網	1, 530	1, 350	1, 341
運 搬		576	1, 116
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	549	576	
そ の 他	1, 530	1, 125	1, 116

- (注) 1. 1類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第2項（同条第3項の場合を含む。）の規定により総トン数の数値が算出されている漁船をいう。2. において同じ。）とする。
2. 2類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船以外の漁船とする。
3. 軽合金等1から3までに該当しない船質のものについては、当該漁船の新船建造価格に0.9を乗じ、当該漁船の総トン数で除して得た額とする。

別表2 (第3の6の(2)のア関係)

項目	鋼船, 合成樹脂船											木船						
	100トン未満					100トン以上												
トン数区分																		
進水年月日	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31
経過年数	以降	以降	以前	以降	以前	以前	以降	以降	以前	以降	以前	以前	以降	以降	以前	以降	以前	以前
7年以上 8年未満													0.423					
8 " 9 "													0.378					
9 " 10 "													0.342					
10 " 11 "													0.306					
11 " 12 "	0.441						0.441						0.279					
12 " 13 "	0.414						0.414						0.252					
13 " 14 "	0.387						0.387						0.225					
14 " 15 "	0.360						0.360						0.198					
15 " 16 "	0.333						0.333						0.180	0.117	0.081		0.054	
16 " 17 "	0.315						0.315											
17 " 18 "	0.297						0.297											
18 " 19 "	0.279						0.279											
19 " 20 "	0.261						0.261											
20 " 21 "	0.243						0.243											
21 " 22 "	0.225						0.225											
22 " 23 "	0.207						0.207											
23 " 24 "	0.198						0.198											
24 " 25 "	0.189						0.189											
25 "	0.180	0.117	0.081	0.054	0.180	0.144	0.090	0.063										

(注) 軽合金等の船体については、当分の間、「鋼船, 合成樹脂船」の現有率を適用する。

別表3（第3の6の（2）のイの（イ）のbのI、第3の6の（2）のイの（ウ）のaのI  
関係）用船料単価

トン数区分（新トン数）	用船料単価（円／日・1隻）
15トン未満	42,000円
15トン以上30トン以下	50,000円
31トン以上40トン以下	108,000円
41トン以上55トン以下	120,000円
56トン以上75トン以下	126,000円
76トン以上	185,000円

別表4（第3の6の（2）のイの（イ）のbのII、第3の6の（2）のイの（イ）のcのII、  
第3の6の（2）のイの（ウ）のaのII関係）人件費単価

1人／日当たりの人件費	24,800円
-------------	---------

別記様式第1号（第3の2の（1）関係）

省エネ対応・資源回復等推進支援事業（再編整備支援事業）

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関  
代 表 者 氏 名 印

省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領第5の1の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業の内容
  - (1) 対象業種
  - (2) 選択した事業の種類  
(注) 選択した事業が不要漁船・漁具処理対策事業の場合は、不要漁船の処理方法を具体的に記載すること。
  - (3) 事業の概要
  - (4) 実施時期  
(注) 実施時期は、減船の基準日となる廃業届の提出予定年月日及びスクラップ処分等の予定年月日を記載すること。
- 3 全体事業計画  
(2の(2)が不要漁船・漁具処理対策事業である場合)

減船対象漁船			代替漁船		
船名	トン数	進水年月日	船名	トン数	進水年月日

(注) 漁船の小型化を図って同種の漁業を継続しようとする者については、小型化後の漁船のトン数を減船対象船の下に括弧書きで記載すること。

(2の(2)がとも補償負担軽減対策事業である場合)

減船隻数	とも補償負担者数	とも補償総額	融資総額	融資機関名	助成総額
隻	人	円	円		円

- 4 年度計画
  - 3と同じ。
- 5 資金造成計画

年 度	資金の額	事業主体助成金	都道府県負担金等	残存漁業者等負担金	備 考
年度	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、残存漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要（残存漁業者の負担状況（すべての者又は一部の者の別、負担方法）、残存漁業者以外が負担する場合は負担者名及びその額）、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合は立替者名及びその額など、具体的な内容を記載すること。

- 6 添付書類
  - (1) 整備計画又は漁獲努力量削減実施計画書の写し
  - (2) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
  - (3) 資金の額が助成金算定総額を下回る場合は、助成金を受け取る減船を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類
  - (4) 残存漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等及び各残存漁業者等の負担金額の算定根拠）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類
  - (5) 選択した事業が不要漁船・漁具処理対策事業の場合でかつ不要漁船の処理方法が沈船魚礁の場合、国、地方公共団体若しくは漁業協同組合が行う魚礁設置事業の内容が確認できる書類。

別記様式第2号（第3の2の（1）関係）

省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（推進支援事業）

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関  
代表者 氏 名 印

省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領第5の1の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
  - (1) 資源回復の対象魚種
  - (2) 本年度事業計画内容

対象業種	対象船名・総トン数	事業の種類	実施時期

(注) 上記、実施時期の記入に当たっては、事業の種類ごとに事業の実施日を記入することとするが、休漁漁船活用支援事業においては、「休漁実施期間・日数」及び「休漁漁船活用実施期間・日数」を記入し、休漁推進支援事業においては、「休漁実施期間・日数」及び「うち新たに設定又は延長された休漁実施期間・日数」を記入すること。

3 全体計画

対象魚種	対象業種・隻数	事業種類	計画年度
〇〇系群 △△△	〇〇漁業 〇〇隻	〇〇〇支援事業	平成〇〇年度～ 平成〇〇年度

4 資金造成計画

年 度	資金の額	事業主体助成金	都道府県負担金等	漁業者等負担金	備 考
年度	円	円	円	円	

- (注) 1 都道府県及び漁業者負担分が複数ある場合は、別途内訳書等を添付すること。
- 2 備考欄には、漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要（漁業者の負担状況（すべての者又は一部の者の別、負担方法）、漁業者以外が負担する場合は負担者名及びその額）、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合は立替者名及びその額など、具体的な内容を記載すること。

## 5 添付資料

- (1) 漁獲努力量削減実施計画書の写し
- (2) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
- (3) 資金の額が助成金算定額を下回る場合は、助成金を受け取る休漁等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類
- (4) 漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類

別記様式第3号（第3の2の（1）関係）

省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（省エネ漁業対応型事業）

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関  
代表者 氏 名 印

省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領第5の1の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
  - (1) 資源回復の対象魚種
  - (2) 本年度事業計画内容

対象業種	対象船名・総トン数	実施時期

3 全体計画

対象魚種	対象業種・隻数	計画年度
〇〇系群 △△△	〇〇漁業 〇〇隻	平成〇〇年度～平成〇〇年度

4 資金造成計画

年 度	資金の額	事業主体助成金	都道府県負担金等	漁業者等負担金	備 考
年度	円	円	円	円	

- (注) 1 都道府県及び漁業者負担分が複数ある場合は、別途内訳書等を添付すること。
- 2 備考欄には、漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要（漁業者の負担状況（すべての者又は一部の者の別、負担方法）、漁業者以外が負担する場合は負担者名及びその額）、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合は立替者名及びその額など、具体的な内容を記載すること。

#### 5 添付資料

- (1) 漁獲努力量削減実施計画書又は国際資源管理実施計画書の写し
- (2) 省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（推進支援事業）の写し
- (3) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
- (4) 資金の額が助成金算定額を下回る場合は、助成金を受け取る休漁等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類
- (5) 漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類
- (6) 漁具改良等を実施する省エネ型漁具の省エネ効果を証する事業報告書等の抜粋

別記様式第4号（第3の2の（1）関係）

省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（魚種転換等支援事業）

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関  
代表者 氏 名 印

省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領第5の1の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
  - (1) 資源回復の対象魚種
  - (2) 本年度事業計画内容

対象業種	対象船名・総トン数	取組の種類	実施時期	転換後の魚種・漁業種類及び事業継続期間

- (注) 1 取組の種類欄には、「魚種の転換」、「漁業種類の転換」、「不要漁具の処分」の別を記載すること。  
2 転換後の事業継続期間は、転換後の漁業が3か年以上継続されていること。

3 全体計画

対象魚種	対象業種・隻数	計画年度
〇〇系群 △△△	〇〇漁業 〇〇隻	平成〇〇年度～平成〇〇年度

4 資金造成計画

年 度	資金の額	事業主体助成金	都道府県負担金等	漁業者等負担金	備 考
年度	円	円	円	円	

- (注) 1 都道府県及び漁業者負担分が複数ある場合は、別途内訳書等を添付すること。
- 2 備考欄には、漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要（漁業者の負担状況（すべての者又は一部の者の別、負担方法）、漁業者以外が負担する場合は負担者名及びその額）、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合は立替者名及びその額など、具体的な内容を記載すること。

#### 5 添付資料

- (1) 漁獲努力量削減実施計画書又は国際資源管理実施計画書の写し
- (2) 事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表
- (3) 資金の額が助成金算定額を下回る場合は、助成金を受け取る休漁等を実施する者が助成金の額について承諾したことを証する書類
- (4) 漁業者等負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合は、決定された償還計画等の書類

別記様式第5号（第3の4の（1）関係）

不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書  
（減船対象漁船のスクラップ処分等を行う場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分を行ったので、不要漁船・漁具処理対策事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

（注：漁船の小型化を図って同種の漁業を継続使用とする者にあつては）

なお、今後〇〇丸（〇〇トン）の漁船により〇〇漁業を営むことを申し添える。

記

1 減船対象漁船及び処分漁具統数

船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
進 水 年 月 日	
漁 業 種 類	
(漁船の小型化の総トン数)	
処 分 漁 具 統 数	

2 助成金の算定基礎額 円（（1）＋（2））  
（算定根拠）

（1）漁船の基準残存価格の算定根拠

船 名	トン数	船 齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年 月	円		円
合 計					

（2）漁具の基準残存価格の算定根拠

統 数	購入額	評価率	漁船基準残存価格
	円	2 / 3	円
合 計			

3 助成金の額 円（上記2の算定基礎額の範囲内の額）  
（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	事業主体助成分 （4/9 又は 1/3 以内）	都道府県負担分 （0 又は 1/3）	残存漁業者等負担分 （5/9 又は 1/3 以上）
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 農林水産大臣又は都道府県知事に提出した廃業届の写し（ただし、漁船の小型化を図る者にあつては、小型化後の漁船の船舶原簿及び漁船原簿の写しを添付すること）
- 2 別記様式第8号による漁船のスクラップ処分証明書又は別記様式第9号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し
- 3 別記様式第10号による漁具のスクラップ処分確認書の写し
- 4 船質が軽合金等の場合にあつては、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
- 5 漁具を購入したときの領収書の写し（ただし、領収書を有しない場合は、別記様式第16号による漁具販売証明書）
- 6 漁船登録を抹消したことを証する書面
- 7 船舶原簿を抹消したことを証する書面（総トン数20トン未満の漁船は除く）
- 8 申請者の印鑑証明書
- 9 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

別記様式第6号（第3の4の（1）関係）

不要漁船・漁具処理対策事業助成金交付申請書  
（代替漁船のスクラップ処分等を行う場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分を行ったので、不要漁船・漁具処理対策事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 減船対象漁船及び処分漁具統数並びに代替漁船

減船対象漁船及び処分漁具統数	代 替 漁 船
船 名	船 名
漁船登録番号	漁船登録番号
総 ト ン 数	総 ト ン 数
進 水 年 月 日	進 水 年 月 日
漁 業 種 類	漁 業 種 類
処分漁具統数	

2 助成金の算定基礎額 円（（1）＋（2））

（算定根拠）

（1）代替漁船の基準残存価格の算定根拠

船 名	トン数	船 齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年 月	円		円
合 計					

（2）漁具の基準残存価格の算定根拠

統 数	購入額	評価率	漁船基準残存価格
	円	2 / 3	円
合 計			

3 助成金の額 円（上記2の算定基礎額の範囲内の額）

（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	事業主体助成分 （4/9 又は 1/3 以内）	都道府県負担分 （0 又は 1/3）	残存漁業者等負担分 （5/9 又は 1/3 以上）
円	円	円	円

（注）次の書類を添付すること。

- 1 農林水産大臣又は都道府県知事に提出した廃業届の写し
- 2 別記様式第11号による代替漁船のスクラップ処分証明書又は別記様式第9号による

- 魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し
- 3 別記様式第10号による漁具のスクラップ処分確認書の写し
  - 4 船質が軽合金等の場合にあつては、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
  - 5 漁具を購入したときの領収書の写し（ただし、領収書を有しない場合は、別記様式第16号による漁具販売証明書）
  - 6 漁船登録を抹消したことを証する書面
  - 7 船舶原簿を抹消したことを証する書面（総トン数20トン未満の漁船は除く）
  - 8 申請者の印鑑証明書
  - 9 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

別記様式第7号（第3の4の（1）関係）

とも補償負担軽減対策事業助成金交付申請書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

申請者住所

氏名又は名称

印

平成 年度において下記のとおりとも補償負担をしたいので、とも補償負担軽減対策事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

とも補償負担額	円
融資機関から借り入れたとも補償資金の額	円
助成金の額	円
積算根拠	

（注）1 次の書類を添付すること。

- （1）融資機関からのとも補償資金の借入に係る契約書の写し
- （2）申請者の印鑑証明書
- （3）交付申請者が法人である場合には、法人登記簿本

2 実施要領第5の1の（1）の規定により事業計画の承認が都道府県知事を経由して行われた場合にあっては、助成金の交付を希望する者全員の連名により申請を行うものとし、上記記載書類のほか、減船対象漁船又はこれに代わる他の漁船の漁船登録を抹消したことを証する書面及び船舶原簿の抹消したことを証する書面を添付すること。

別記様式第8号（第3の4の（1）関係）

漁船スクラップ処分証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

スクラップ処分等解体企業等の住所

氏名又は名称

印

下記の漁船は不要漁船としてスクラップ処分いたしました。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 総トン数
- 5 進水年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

（注）スクラップ処分を証する写真を添付すること。

別記様式第9号（第3の4の（1）関係）

魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

魚礁事業実施主体

氏名又は名称

印

下記の漁船を魚礁として使用することに決定したのでお知らせします。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 総トン数
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 魚礁設置地区

（注）魚礁設置にかかる事業計画書等の写しを添付すること。

---

年 月 日

魚礁事業実施主体等に不要漁船が引き渡しされたことを確認いたしました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名

氏 名

印

（注）次の書類を添付すること。

- 1 不要漁船が引き渡しされたことを証する書類（引渡証等）
- 2 不用漁船が解轍されたこと等を証する書類（解轍証明書写し等）

別記様式第10号（第3の4の（1）関係）

漁具スクラップ処分確認書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

スクラップ処分等解体企業等の住所

氏名又は名称

印

下記の漁具は不要漁具として処分いたしました。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 処分漁具統数
- 5 処分方法及び処分年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認いたしました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名

氏 名

印

（注）スクラップ処分を証する写真を添付すること。

別記様式第11号（第3の4の（1）関係）

代替漁船スクラップ処分等証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

代替漁船のスクラップ処分等を行った  
当該代替漁船所有者の住所  
氏名又は名称 印

下記1の減船対象漁船に代えて下記2の漁船をスクラップ処分等（スクラップ処分又は沈船処分）にいたしました。

記

1 減船対象船

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 漁業種類
- (4) 総トン数
- (5) 進水年月日
- (6) 所有者の氏名又は名称及び住所

2 スクラップ処分等対象漁船

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 漁業種類
- (4) 総トン数
- (5) 進水年月日

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 漁船売買契約書等の写し又は減船対象漁船を譲り受けたことを証する書類（いわゆる玉突き式の漁船譲渡の場合にあっては、関係する一連の漁船売買契約書等）
- 2 スクラップ処分等の内容に応じた別記様式第8号による漁船スクラップ処分証明書又は別記様式第9号による魚礁使用決定通知書
- 3 スクラップ処分を証する写真を添付すること。

別記様式第12号（第3の4の（2）のア関係）

漁具改良等支援事業助成金交付申請書  
（漁具・漁法の改良を行う場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり漁具改良を行ったので、漁具改良等支援事業助成金  
円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 漁具改良漁具数等

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 又は 国際資源 管理実施計画 作成団体名	
漁業種類			
改良漁具数		改良年月日	

2 助成金の算定基礎額 円  
（算定根拠）

漁具改良に要した経費	改良の内容
円	

助成金の額 （右記の合計額）	事業主体助成分 （1/3以内）	都道府県負担分 （1/3以内）	漁業者等負担分 （1/3以上）
円	円	円	円

（注）次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第13号による漁具改良等証明書の写し
- 2 漁具改良等費用を証する領収書の写し
- 3 申請者の印鑑証明書
- 4 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明

別記様式第13号（第3の4の（2）のア、第3の4の（3）関係）

漁具改良等証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

漁具改良企業等の住所

氏名又は名称 印

下記の漁具を改良いたしました。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 改良漁具数
- 5 改良方法及び年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

---

平成 年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名

氏 名

印

（注）漁具改良等を行ったことを証する写真を添付すること。

別記様式第14号（第3の4の（2）のア関係）

漁具改良等支援事業助成金交付申請書  
（漁具スクラップ処分を行う場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり不要漁具の処分を行ったので、漁具改良等支援事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 処分漁具数

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 又は 国際資源 管理実施計画 作成団体名	
漁業種類			
不要漁具数		スクラップ処分年月日	

2 助成金の算定基礎額 円  
（算定根拠）

①不要漁具の 購入金額	②評価率	③基準残存価格 （①×②）	スクラップ処分の内容
円	2 / 3		

（注）スクラップ処分の内容欄には、焼却、裁断、埋立等処分の具体的内容を記入すること。

3 助成金の額 円（上記2の算定基礎額の範囲内の額）  
（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	事業主体助成分 （1/3以内）	都道府県負担分 （1/3以内）	漁業者等負担分 （1/3以上）
円	円	円	円

（注）次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第15号による不要漁具スクラップ処分確認書の写し
- 2 漁具を購入したときの領収書の写し（ただし、領収書を有しない場合は、別記様式第16号による漁具販売証明書の写し）
- 3 申請者の印鑑証明書
- 4 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

別記様式第15号（第3の4の（2）のア関係）

不要漁具スクラップ処分確認書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

スクラップ処分解体企業等の住所  
氏名又は名称 印

下記の漁具は不要漁具として処分いたしました。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 処分漁具数
- 5 処分方法及び年月日
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名  
氏 名 印

（注）スクラップ処分を証する写真を添付すること。

別記様式第16号（第3の4の（2）のア関係）

漁具販売証明書

年 月 日

実施計画作成団体  
代表者 氏 名 殿

漁具販売会社等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり漁具を販売したことを証明します。

記

- 1 所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 漁業種類
- 3 漁具の形態  
(例えば、「刺網一式(〇〇反)」目合〇〇mm又は〇〇寸等記入)
- 4 販売年月日
- 5 販売金額 円

別記様式第17号（第3の4の（2）のイ関係）

資源増大対策支援事業助成金交付申請書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり資源増大対策を行ったので、資源増大対策支援事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 作業実施漁船名等

(1) 混獲された小型魚等の買上及び再放流

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 作成団体名	
漁業種類			
小型魚等提供者			

(2) 産卵親魚の買上及び再放流

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 作成団体名	
漁業種類			
産卵親魚提供者			

(注) 上記には、買上の場合は提供者に関する事項を記入し、放流作業を実施した場合は実施した者に関する事項を記入すること。

2 事業内容、活用日数及び作業員数

(1) 混獲された小型魚等の買上及び再放流

ア 買上に係る 事業内容	
イ 放流作業に係る 事業内容	
放流作業用船日数	年 月 日～ 年 月 日 日間
作業員数・日数	人 日

(2) 産卵親魚の買上、再生産のための飼育及び再放流

ア 買上に係る 事業内容	
イ 飼育作業に係る 事業内容	
作業員数・日数	人 日
ウ 放流作業に係る 事業内容	
放流作業用船日数	年 月 日～ 年 月 日 日間
作業員数・日数	人 日

3 助成金の算定基礎額 円 ((1) + (2) + (3) + (4))  
(算定根拠)

(1) 小型魚等購入費

魚 種 名	①買上尾数	②買上単価	③買上費 (①×②)
	尾	円	円

(2) 用船料

①用船料単価	②放流作業期間 及び作業日数	③放流作業用船経費 (①×②)
円	( 年 月 日～ 年 月 日) 日間	円

(3) 作業員額

①作業員数	②作業日数	③人件費単価	④作業員に必要な経費 (①×②×③)
人	日	円	円

(4) 産卵親魚飼育料

①飼育料単価	②産卵親魚尾数	③飼育期間	④作業員に必要な経費 (①×②×③)
円	尾	( 年 月 日～ 年 月 日) 日間	円

(5) 燃油使用額 ア+イ

ア 主燃油

①燃油購入単価	②消費燃油量	③使用燃油額 (①×②)
円	k 1	円

イ 潤滑油

①主燃油の欄中 ②の消費燃油量	②消費率	③潤滑油実績 単価	④使用潤滑油額 (①×②×③)
k 1	0.002	円	円

4 助成金の額

円 (上記3の算定基礎額の範囲内の額)

(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (1/3以内)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (1/3以上)
円	円	円	円

(注) 次の関係書類を添付すること。

- 1 別記様式第18号による放流作業証明書の写し
- 2 別記様式第19号による飼育作業証明書の写し
- 3 小型魚等の買い上げを行う場合には、別記様式第20号による小型魚等購入証明書の写し
- 4 産卵親魚を飼育するための機材を借用する場合には、別記様式第21号による飼育機材借用証明書
- 5 別記様式第24号による作業員総括表の写し
- 6 乗組員名簿
- 7 燃油購入領収書(潤滑油は必要なし)の写し及び別記様式第25号による燃油使用証明書の写し
- 8 申請者の印鑑証明書
- 9 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明

放流作業証明書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

漁業協同組合長等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり放流作業を行ったことを証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 放流作業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間
- 5 作業員数及び日数 人 日
- 6 活用の内容
- 7 放流作業実施者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員  
職 名  
氏 名 印

（注）放流作業を行ったことを証する写真を添付すること。

飼育作業証明書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

漁業協同組合長等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり飼育作業を行ったことを証明します。

記

- 1 対象魚種
- 2 産卵親魚尾数
- 3 飼育期間  
平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間
- 4 活用の内容
- 5 飼育単価の算定根拠

単価 (①+②) / ③ / ④	①餌料費	②飼育機材 借用費	③飼育期間 及び作業日数	④産卵親魚尾数
円	円	円	( 年 月 日～ 年 月 日) 日間	尾

- 6 飼育作業実施者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名  
氏 名 印

(注) 次の関係書類を添付すること。

- 1 飼育作業を行ったことを証する写真
- 2 餌料費用を証する領収書の写し

別記様式第20号（第3の4の（2）のイ関係）

小型魚等購入証明書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

購入者（漁業協同組合長）等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり小型魚等を購入したことを証明します。

記

- 1 小型魚等提供者の氏名及び名称
- 2 船 名
- 3 漁船登録番号
- 4 漁業種類・魚種
- 5 購入尾数 尾
- 6 購入金額 円

別記様式第21号（第3の4の（2）のイ関係）

飼育機材借用証明書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

購入者（漁業協同組合長）等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり産卵親魚を飼育するための機材を借用したことを証明します。

記

- 1 機材借用者の氏名及び名称
- 2 借用機材
- 3 借用額 円／日
- 4 借用期間  
平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間
- 5 借用金額 円

（注）借用金額を証する領収書の写しを添付すること。

別記様式第22号（第3の4の（2）のウ関係）

休漁漁船活用支援事業助成金交付申請書  
（休漁漁船活用の場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり休漁漁船活用を行ったので、休漁漁船活用支援事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 休漁漁船活用漁船名等

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 作成団体名	
漁業種類			

2 事業内容、活用日数及び作業員数

事業内容	
休漁期間	年 月 日～ 年 月 日 日間
うち休漁漁船活用日数	年 月 日～ 年 月 日 日間
作業員数・日数	人 日

3 助成金の算定基礎額 円（（1）＋（2）＋（3））  
（算定根拠）

（1）用船料

①用船料単価	②休漁漁船活用期間 及び活用日数	③用船に必要な経費 （①×②）
円	（年 月 日～ 年 月 日） 日間	円

(2) 作業員額

①作業員数	②作業日数	③人件費単価	④作業員に必要な経費 (①×②×③)
人	日	円	円

(3) 燃油使用額 ア+イ

ア 主燃油

①燃油購入単価	②消費燃油量	③使用燃油額 (①×②)
円	k l	円

イ 潤滑油

①主燃油の欄中 ②の消費燃油量	②消費率	③潤滑油実績 単価	④使用潤滑油額 (①×②×③)
k l	0.002	円	円

4 助成金の額 円 (上記3の算定基礎額の範囲内の額)  
(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (1/3以内)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (1/3以上)
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第23号による休漁漁船活用証明書の写し
- 2 別記様式第24号による作業員総括表の写し
- 3 乗組員名簿
- 4 燃油購入領収書(潤滑油は必要なし)の写し及び別記様式第25号による燃油使用証明書の写し
- 5 申請者の印鑑証明書
- 6 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

休漁漁船活用証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

漁業協同組合長等の住所

氏名又は名称 印

下記のとおり休漁漁船を活用したことを証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 休漁期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 日間）
- 5 休漁漁船活用実施日・日数 平成 年 月 日  
（休漁漁船活用日数） 日間
- 6 作業員数及び日数 人 日
- 7 活用の内容
- 8 休漁漁船活用漁業者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名  
氏 名 印

（注）休漁漁船活用を行ったことを証する写真を添付すること。



別記様式第25号（第3の4の（2）のイ、ウ関係）

燃油使用証明書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

漁業協同組合長等の住所

氏名又は名称 印

下記のとおり燃油を使用したことを証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 作業日数 平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間
- 5 作業開始時燃油量（満タン） k l
- 6 作業終了時燃油量 k l
- 7 消費燃油量 k l
- 8 燃油購入金額 円
- 9 作業船舶漁業者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名  
氏 名 印

別記様式第26号（第3の4の（2）のウ関係）

休漁漁船活用支援事業助成金交付申請書  
（廃棄物の処理を行う場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり休漁漁船活用により回収された廃棄物の処理を行ったので、休漁漁船活用支援事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 廃棄物の収集内容等

船名・隻数	丸他 隻	所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 作成団体名	
漁業種類			
回収廃棄物量	m <sup>3</sup>		

※複数隻により実施した場合には、回収廃棄物量は処分する合計量を記載し、別途各漁船が回収した量が分かる内訳書（船名、漁船登録番号、漁業種類、回収廃棄物量等を記入）を添付すること。

2 休漁漁船活用期間日数

休漁漁船活用期間日数	年 月 日～ 年 月 日 日間
------------	-----------------

3 助成金の算定基礎額 円  
（算定根拠）

廃棄物処理量及び要した経費	処理の内容
m <sup>3</sup> 円	

（注）処理の内容欄には、焼却、裁断、埋立等処理の具体的内容を記載すること。

4 助成金の額 円（上記3の算定基礎額の範囲内の額）  
（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	事業主体助成金 （1/3以内）	都道府県負担分 （1/3以内）	漁業者等負担分 （1/3以上）
円	円	円	円

（注）次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第27号による廃棄物処理引受確認書の写し
- 2 廃棄物処理費用を証する領収書の写し
- 3 申請者の印鑑証明書
- 4 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

別記様式第27号（第3の4の（2）のウ関係）

廃棄物処理引受確認書

年 月 日

事業実施機関

代表者 氏 名 殿

廃棄物処理企業等の住所

氏名又は名称 印

下記の廃棄物について処分を引き受けました。

記

- 1 廃棄物の内容
- 2 廃棄物処理量                    m<sup>3</sup>
- 3 処理方法及び引受年月日
- 4 廃棄物処理依頼者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは

事業実施機関職員

職 名

氏 名

印

（注）廃棄物を処理業者等に引き渡したことを証する写真を添付すること。

休漁推進支援事業助成金交付申請書  
（係船休漁の場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり係船休漁を行ったので、休漁推進支援事業助成金  
円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 係船休漁期間及び休漁日数等

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量削減実 施計画 又は国際資源管理 実施計画 作成団体名	
漁業種類			
休漁期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（〇〇日間）		
うち新たに設定された休漁期 間又は延長された休漁期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（〇〇日間）		

2 助成金の算定基礎額 円（（3）の休漁推進支援水準額）  
（算定根拠）

（1）助成対象係船休漁日数

①新たに設定された休漁期間又は 延長された休漁期間及び休漁日数	②控除日数	③助成対象係船休漁日数 （①－②）
（平成 年 月 日～平成 年 月 日） 日間	日間	日間

（2）新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過  
去5か年の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもとの最低のものを除いたものを  
総年平均して算出した平均漁獲金額（過去5か年未満の実績しか無い場合であって、新  
規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均漁獲金額とし、別  
の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か  
年の年ごとの漁獲金額（漁獲金額が0円の年を含む。）のうち最高のもとの最低のもの  
を除いた金額の和を、3で除した額とする。）及び平均操業期間日数（過去5か年未満  
の実績しか無い場合であつて、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、

実績年数の平均操業期間日数。別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの操業期間日数（操業期間日数が0日の年を含む。）のうち最高の漁獲金額を得た年と最低の漁獲金額を得た年を除いた残年数（操業期間日数が0日の年を除く。）の平均操業期間日数とする。）

漁獲金額	A (平成 年) 月日～月日 円	B (平成 年) 月日～月日 円	C (平成 年) 月日～月日 円	D 合計 (A+B+C) 円	④ 平均漁獲金額 (D / 3) 円
操業期間 日数	A' (平成 年) 月日～月日 日	B' (平成 年) 月日～月日 日	C' (平成 年) 月日～月日 日	D' 合計 (A' + B' + C') 日	⑤ 平均操業期間 日数 (D' / 3) 日

(3) 休漁推進支援水準額

③助成対象係船 休漁日数	④平均漁獲 金額	⑤平均操業 期間日数	⑥一日当たり平均漁獲 金額 (④÷⑤)	⑦支援水準
日	円	日	円	0.64
		⑧固定経費相当額の 削減率	⑨休漁推進支援水準額 (③×⑥×⑦×⑧)	
			円	

(注) 積算根拠の記入については、この書式に依らない場合は、変更可能。

3 助成金の額 円（上記2の算定基礎額の範囲内の額）  
（内訳）

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (1/3以内)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (1/3以上)
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第29号による漁獲金額等証明書の写し
- 2 別記様式第30号による休漁実施証明書の写し
- 3 申請者の印鑑証明書
- 4 交付申請者が法人の場合には、法人の登記事項証明書

漁獲金額等証明書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

漁業協同組合長等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり基準漁獲金額について証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 基準漁獲金額

	平成 年 月 日～月 日	平成 年 月 日～月 日	平成 年 月 日～月 日	平成 年 月 日～月 日	平成 年 月 日～月 日
新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の過去5か年の漁獲金額	円	円	円	円	円
新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の過去5か年の操業期間日数	日	日	日	日	日

- 5 休漁者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名  
氏 名 印

休漁実施証明書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

漁業協同組合長等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり休漁を実施したことを証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 休漁期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 日間）
- 5 うち新たに設定  
又は延長された  
休漁期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 日間）
- 6 休漁実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 日間）
- 7 休漁実施者の氏名又は名称及び住所

---

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員  
職 名  
氏 名 印

（注）係船休漁を実施した場合はそれを証する写真を添付すること。

別記様式第31号（第3の4の（2）のエ関係）

休漁推進支援事業交付申請書  
（係船によらない休漁の場合）

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり係船によらない休漁を行ったので、休漁推進支援事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 休漁期間及び休漁日数等

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量削減実施計画 作成団体名	
漁業種類			
休漁期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（〇〇日間）		
うち新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（〇〇日間）		

2 助成金の算定基礎額 円（（3）の休漁推進支援水準額）  
（算定根拠）

（1）助成対象休漁日数

①新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間及び休漁日数	②控除日数	③助成対象休漁日数 （①－②）
（平成 年 月 日～平成 年 月 日） 日間	日間	日間

（2）新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもので最低のものを除いたものを総和平均して算出した平均漁獲金額（過去5か年未満の実績しか無い場合であって、新

規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均漁獲金額とし、別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの漁獲金額（漁獲金額が0円の年を含む。）のうち最高のもので最低のものを除いた金額の和を、3で除した額とする。）及び平均操業期間日数（過去5か年未満の実績しか無い場合であつて、新規着業をした者又は兼業をしていない者にあつては、実績年数の平均操業期間日数。別の魚種を漁獲又は業種の転換をした者若しくは兼業をしている者にあつては、過去5か年の年ごとの操業期間日数（操業期間日数が0日の年を含む。）のうち最高の漁獲金額を得た年と最低の漁獲金額を得た年を除いた残年数（操業期間日数が0日の年を除く。）の平均操業期間日数とする。）

漁獲金額	A (平成 年) 月日～月日 円	B (平成 年) 月日～月日 円	C (平成 年) 月日～月日 円	D 合計 (A+B+C) 円	④ 平均漁獲金額 (D / 3) 円
操業期間 日数	A' (平成 年) 月日～月日 日	B' (平成 年) 月日～月日 日	C' (平成 年) 月日～月日 日	D' 合計 (A' + B' + C') 日	⑤ 平均操業期間 日数 (D' / 3) 日

### (3) 休漁推進支援水準額

新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のもので最低のものを除いた年の資源回復計画の対象魚種以外の魚種による漁獲金額を総和平均して算出した平均漁獲金額

漁獲金額	A (平成 年) 月日～月日 円	B (平成 年) 月日～月日 円	C (平成 年) 月日～月日 円	D 合計 (A+B+C) 円	⑥ 平均漁獲金額 (D / 3) 円
------	------------------------	------------------------	------------------------	----------------------	--------------------------

新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中の資源回復計画の対象魚種以外の魚種による漁獲金額等

	平成 年 月日～月日	漁獲した魚種 及び漁獲金額
⑦新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の漁獲金額	円	

⑧一日当たり平均 漁獲金額 (④÷⑤)	⑨新たに設定された休漁期 間又は延長された休漁期 間中の資源回復計画の対 象魚種以外の魚種による 漁獲金額の増加分 (⑦－⑥)	⑩資源回復計画の対象魚種以外の 魚種による一日当たりの平均 漁獲金額のうち、漁業経営の維 持経費に充てられる額 (⑨÷③－⑧×0.36)
円	円	円
⑪支援水準	⑫固定経費相当額の削減率	⑬休漁推進支援水準額 {③×[(⑧×⑪)－⑩]×⑫}
0.64		円

(注) 積算根拠の記入については、この書式に依らない場合は、変更可能。

3 助成金の額 円 (上記2の算定基礎額の範囲内の額)  
(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (1/3以内)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (1/3以上)
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第29号による漁獲金額等証明書の写し
- 2 別記様式第30号による休漁実施証明書の写し
- 3 新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中の資源回復計画の対象魚種以外の魚種の水揚げ伝票の写し及び別記様式第32号による休漁期間中の漁獲金額等証明書
- 4 申請者の印鑑証明書
- 5 交付申請者が法人の場合には、法人の登記事項証明書

休漁期間中の漁獲金額等証明書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

漁業協同組合長等の住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり休漁期間中の資源回復計画の対象魚種以外の魚種の漁獲金額について証明します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 漁獲金額

(1) 新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間における事業実施年の前年から過去5か年の操業に係る年ごとの資源回復計画の対象魚種以外の魚種による漁獲金額

漁 獲 金 額	平成 年 月 日～ 月 日	平成 年 月 日～ 月 日	平成 年 月 日～ 月 日	平成 年 月 日～ 月 日	平成 年 月 日～ 月 日
	円	円	円	円	円

(2) 新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間中の資源回復計画の対象魚種以外の魚種による漁獲金額等

	平成 年 月 日～ 月 日	漁獲した魚種 及び漁獲金額
新たに設定された休漁期間又は延長された休漁期間の 漁獲金額	円	

- 5 休漁者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは  
事業実施機関職員

職 名  
氏 名 印

別記様式第33号（第3の4の（3）関係）

省エネ漁業対応型事業助成金交付申請書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり省エネ型漁具への漁具改良等を行ったので、省エネ漁業対応型事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 漁具改良漁具数等

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 又は 国際資源 管理実施計画 作成団体名	
漁業種類			
省エネ対応 漁具数		改良年月日	

2 助成金の算定基礎額 円  
(算定根拠)

省エネ対応漁具の 漁具改良等に要した経費	改良等の内容
円	

助成金の額 (右記の合計額)	事業主体助成分 (1/3以内)	都道府県負担分 (1/3以内)	漁業者等負担分 (1/3以上)
円	円	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 別記様式第13号による漁具改良等証明書の写し
- 2 漁具改良等費用を証する領収書の写し
- 3 申請者の印鑑証明書
- 4 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明
- 5 漁具改良等を実施する省エネ型漁具の省エネ効果を証する事業報告書等の抜粋

別記様式第34号（第3の4の（4）関係）

魚種転換等支援事業助成金交付申請書

年 月 日

事業実施機関  
代表者 氏 名 殿

申請者住所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、下記のとおり魚種又は漁業種類の転換を行ったので、魚種転換等支援事業助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 漁具・漁ろう設備購入、設置

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		漁獲努力量 削減実施計画 又は 国際資源 管理実施計画 作成団体名	
転換前の魚種・ 漁業種類			
転換後の魚種・ 漁業種類			
事業継続期間		購入（設置）年月 日	

2 不要漁具の処分

不要漁具の内 容、数		スクラップ処分 年月日	
---------------	--	----------------	--

3 助成金の算定基礎額 円 [(1) + (2)]

(算定根拠)

(1) 漁具・漁ろう設備購入、設置

魚種・漁業種類の転換に 要した経費	購入漁具・漁ろう設備、設置の内容及び積算の根拠
円	①購入漁具・漁ろう設備 ②設置費 ③合計

(2) 不要漁具のスクラップ処分

①不要漁具の 購入金額	②評価率	③基準残存価格 (①×②)	スクラップ処分の内容
円	2 / 3		

(注) スクラップ処分の内容欄には、焼却、裁断、埋立等処分の具体的内容を記入すること。

4 助成金の額 円 (上記2の算定基礎額の範囲内の額)  
(内訳)

助成金の額 (右記の合計額)	項 目	事業主体負担分 (1/2 以内)	漁業者等負担分 (1/2 以上)
円	(1) 漁具・漁ろう設備 購入、設置  (2) 不要漁具のスクラ ップ処分	円	円

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 漁具・漁ろう設備を購入・設置した場合には、購入に係る領収書の写し及び設置に係る経費を証する領収書の写し
- 2 不要漁具をスクラップ処分する場合には、当該漁具を購入した時の領収書の写し(ただし、領収書を有しない場合は、別記様式第16号による漁具販売証明書の写し)及び廃業を証する書類の写し
- 3 申請者の印鑑証明書
- 4 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明

別記様式第35号（第3の4の（5）関係）

平成 年度省エネ対応・資源回復等推進支援事業資金助成金交付申請書

年 月 日

事業主体

代表者 氏 名 殿

事業実施機関

代 表 者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認の通知があった平成 年度省エネ対応・資源回復等推進支援事業計画書（ 支援事業）について、省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領第5の3の（1）の規定に基づき、金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 収入予定

	金 額	調達予定時期
実施主体	円	
都道府県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合 計		

2 交付予定

助成金の内容	金 額	交付予定期間
	円	

3 事業資金助成金受入口座

金融機関名及び支店名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

(注) 次の書類を添付すること。

1. 助成金交付申請書一覧
2. 事業実施機関に所属する関係漁業者等からの助成金交付申請書及び添付書類の写し
3. 事業資金助成金受入口座に係る通帳の写し
4. 助成金の内容欄には、再編整備支援事業においては、不要漁船・漁具処理対策助成金又はとも補償負担軽減対策助成金と記載し、推進支援事業においては、漁具改良等支援事業助成金、資源増大対策支援助成金、休漁漁船活用支援助成金又は、休漁推進支援助成金と記載すること。
5. 交付予定期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

別記様式第36号（第3の5関係）

平成 年度省エネ対応・資源回復等推進支援事業資金交付終了報告書

年 月 日

事業主体

代表者 氏 名 殿

事業実施機関

代 表 者 氏 名 印

省エネ対応・資源回復等推進支援事業実施要領の運用について（平成 年 月 日  
付 水漁第 号水産庁漁政部長通知）の第3の5の規定により、下記のとおり  
報告する。

記

1 収入

	金 額	調達時期
事業主体	円	
都道府県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合 計		

2 交付実績

助成金の内容	金 額	交付期間
	円	

- (注) 1. 助成金の内容欄には、再編整備事業においては、不要漁船・漁具処理対策助成金又はとも補償負担軽減対策助成金と記載し、推進支援事業においては、漁具改良等支援事業助成金、資源増大対策支援助成金、休漁漁船活用支援助成金又は、休漁推進支援助成金と記載すること。
2. 交付期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。
3. 次の書類を添付すること。
- (1) 助成金の交付を受けた者の領収書の写し
  - (2) 事業造成資金の口座に係る金融機関の残高証明書
  - (3) 残存漁業者等又は漁業者等の負担額の負担内訳が確認できる書類（事業造成資金の口座の通帳写し、負担者名及び負担金額を記載した一覧表等）